

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則……………  
……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…一

### 告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…一

○土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…二

○建築基準法による道路位置の指定の取消し……………  
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二

○建築基準法による道路位置の指定……………  
……………（同）…二

○建築基準法による道路の指定……………  
……………（同）…二

○建築基準法による道路位置の指定……………  
……………（同）…三

○東京都環境影響評価条例による見解書……………  
……………（環境局総務部環境政策課）…三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………  
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…七

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………  
……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…八

○令和三年度ふぐ調理師試験の実施……………  
……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…九

○特定開発行為に関する対策工事等の完了……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…一〇

○市街地再開発組合の理事長の就任……………  
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一〇

### 公告

○市街地再開発組合の理事長の就任……………  
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一〇

## 規則

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…一〇  
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………  
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…二  
……………  
○当せん金付証券の発売委託……………  
……………（全国自治宝くじ事務協議会）…三

### 雑報

東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月十二日

東京都知事 小池 百合子

### 東京都規則第二百五十号

東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童福祉施設条例施行規則（平成十五年東京都規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「㊦」を削る。

別記第四号様式及び第五号様式中「  
（別記第三号様式）  
」に改める。

### 附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都児童福祉施設条例施行規則別記第三号様式から第五号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 告示

### 東京都告示第六百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第千二百三十二号東京都都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 中野区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百二十三号線及び特殊街路中野歩行者専用道第二号線

三 事業施行期間 平成二十七年八月七日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

平成二十七年東京都告示第千二百三十二号の事業地のうち、中野区中野四丁目地内において事業地を変更する。  
使用の部分  
平成二十七年東京都告示第千二百三十二号の事業地のうち、中野区中野四丁目地内を削る。

●東京都告示第六百三十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき稲城長沼駅東土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の住所及び氏名

国分寺市本町二丁目十六番四号  
株式会社セツト設計事務所 代表取締役 神谷 俊行  
稲城市東長沼八百八十九番地 石田 善昭  
同 所八百三十七番地 田中 和彦

同 所七百二十九番地 山田 唯雄

二 事業施行期間 令和二年七月二十八日から令和三年九月三十日まで

三 施行地区 稲城市大字東長沼字四号の一部

四 土地区画整理事業の名称 稲城長沼駅東土地区画整理事業

五 事務所所在地 国分寺市本町二丁目十六番四号

六 施行認可の年月日 令和二年七月二十八日

七 変更認可の年月日 令和三年四月十二日

●東京都告示第六百三十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月十二日

東京都多摩建築指導事務局長

浅 井 勉

取消しに係る 取消年月日 取消しに係る 取消しに係る  
道路の種類 道路の位置 道路の延長及び幅員(単位メートル)  
法第四十二条 令和三年三 狛江市岩戸北 延長  
第一項第五号 月十六日 四丁目千三百 一七・二〇

の規定による道路

八十一番八及 幅員 四・〇〇  
び同番十二の 幅員 四・六一  
各一部

●東京都告示第六百三十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月十二日

東京都多摩建築指導事務局長

浅 井 勉

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)  
法第四十二条 令和三年三 狛江市岩戸北 延長  
第一項第五号 月十六日 四丁目千三百 一七・五二  
の規定による 八十一番八及 幅員 四・〇〇  
道路 び同番十二の 幅員 四・六一  
一部

●東京都告示第六百三十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

令和三年三月二十三日

(一) 次に掲げる地番の全部

延長  
四九七・六九  
幅員  
一六・〇〇

東村山市恩多町三丁目十七番七地先、同番九地先、十八番二十三、恩多町四丁目二十七番四十四、二十八番六十四、同番六十六から同番六十九まで、三十三番八地先、同番十四、同番二十三、三十四番五十四、三十七番三十三、同番三十五、恩多町五丁目二番十五及び三番二十四  
(二) 次に掲げる地番の一部  
東村山市恩多町三丁目十七番一から同番三まで、同番七、同番九、同番十七、同

番十九、同番二十一、十八番一、同番十七、同番二十四、恩多町四丁目二十七番二、同番三、同番十一から同番十四まで、同番二十六、同番二十八、同番三十、同番三十一、三十三番八、同番九、同番十三、同番十五から同番十八まで、同番二十一、三十四番十三から同番十七まで、同番四十五、同番四十六、同番四十八、三十五番十五、同番二十六、三十七番十、同番十三、恩多町五丁目二番十四、三番一及び同番二十三

●東京都告示第六百三十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和三年四月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和三年三月二十四日

小平市学園東町三丁目十六番一の一部

延長  
一三・九二  
幅員  
四・一五

●東京都告示第六百四十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山崎 孝明

千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類

中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業

廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央防波堤内側埋立地内江東区海の森二丁目、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和三年四月十二日から同年五月六日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

イ 大田区環境清掃部環境計画課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

別記(原文のまま記載)

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見並びにこれらに関する事業者の見解

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表のとおりである。

表 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	0
事業段階関係区長の意見	2
合計	2

事業段階関係区長の意見と事業者の見解

事業段階関係区長である江東区長及び大田区長の意見並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

江東区長の意見と事業者の見解

江東区長の意見

**全般的事項**  
新施設は既存施設より、処理能力は低下するが、計画処理量は増加する予定となっている。このため、工事完了後は、ごみ収集車両等が、現況よりも増加すると推察される。この点を踏まえた評価を行うこと。

事業者の見解

新施設の計画処理量は、既存施設の実績処理量を基に算出しており、既存施設と比べて増加する予定はありません。既存施設の搬入実績から設定した日最大台数を踏まえて予測・評価を行いました。

大気汚染

P.2 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については周辺の大気環境への影響が小さく、環境評価の指標を満足するとしているが、区の調査結果では、臨海部はその地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されている。については、低公害型の工事用車両の採用、教育・福祉等の公共施設及び集合住宅付近を走行する際の運行管理など、環境保全のための措置を検討し、その結果を評価書へ記載すること。

工事用車両の寄与率の予測結果は、道路沿道大気質予測地点において二酸化窒素が0.02～0.04%、浮遊粒子状物質が0.01%未満となっており、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考えています。しかしながら、環境への影響を最小限とするため、予測に反映しなかった措置である九都県市(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千代田市、相模原市)が指定する低公害車の使用、アイドリング・ストップの励行などを実施します。また、計画地周辺の教育・福祉等の公共施設及び集合住宅の付近を走行する際の運行管理等については、制限速度の順守、安全確認の徹底を関係者に指導するなど、交通安全対策を強化します。

悪臭

P.2 工事の完了後、不燃・粗大ゴミの処理過程において発生する臭気の抑制に努めること。

新施設は新たに外壁を設け、外部との開口部分が必要最低限にとどめるなど、不燃・粗大ごみの処理過程において発生する臭気の抑制に努めます。

江東区長の意見

事業者の見解

騒音・振動

P.3～5 工事施工中における建設機械の稼働や工事用車両の走行について、また工事完了後における施設の稼働、ごみ収集車両等の走行について、環境に及ぼす影響を適切に評価し、その結果を評価書へ記載するとともに、騒音・振動の発生抑制に努めること。

工事の施行中及び工事の完了後における環境に及ぼす影響を適切に評価し、評価書へ記載します。また、評価書案へ記載した環境保全のための措置を講じて、騒音・振動の発生抑制に努めます。

P.229、231 「江東区海の森」として住居表示されたことから、用途地域の指定は行われるため、それぞれ指定を見据えた表記に改めること。

評価書案本編P.229、231に記載している「今後、用途地域の指定がされる可能性がある」という表記について、評価書において「今後、用途地域が指定される。」と記載します。

土壌汚染

P.262 計画地には、砒素及びふっ素について、自然由来の土壌汚染と地下水汚染があることだが、建設工事を実施する際に、搬出土を適正に管理することにより土壌汚染の拡散防止、特に粉じん防止に留意すること。

建設工事を実施する際には、関係官庁と協議し、適切に対処します。なお、汚染土壌を搬出する場合は、運搬車両にシート掛け等を行った上で搬出するなど適切な拡散防止措置を実施します。

景観

P.6 東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとする。東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議すること。

東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとします。また、条例等に基づき景観担当部署と十分協議を行います。

廃棄物

「施設の稼働に伴い発生する廃棄物」と「工事に伴い発生する廃棄物」の再資源化率の定義が同じように見受けられる。一般廃棄物処理は建設リサイクルとは異なり、全体量のうち資源として再生利用される割合を再資源化率と定義することが一般的であるため、焼却処理は再資源化率とは言い難い。したがって、「施設の稼働に伴い発生する廃棄物」における再資源化率の算出方法、もしくは再資源化率という表記を再考すること。(P.7、P297表8.6-23、P298表8.6-24、P301)

本事業の評価書案においては、「施設の稼働に伴い発生する廃棄物」の再資源化率については法令等による明確な定義がないため、東京都建設リサイクルガイドラインを参考として、可燃物を清掃工場へ搬出し熱回収を行うことを再資源化と定義して再資源化率に含めて示しました。意見を踏まえて、評価書の作成の際には、「再資源化率」という表記を検討します。また、この焼却処理による減量化により、埋立量の削減、最終処分場の延命化に

江東区長の意見	事業者の見解
<p>表8. 6-27)</p> <p>環境保全に関する計画等への配慮の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P54 江東区環境基本計画(後期)の「計画の内容」を以下に改めること。</li> <li>誤) 循環型社会の形成</li> <li>正) 資源循環型地域社会の形成</li> <li>・ P55 江東区一般廃棄物処理基本計画の「計画の内容」について、本区計画における具体的施策の一つとして、「適正な中間処理、最終処分確保」を盛り込んでいるため、配慮すること。</li> </ul>	<p>寄与していると考えております。</p> <p>江東区環境基本計画(後期)の「計画の内容」について、指摘のとおり修正します。</p> <p>江東区一般廃棄物処理基本計画の「計画の内容」について「適正な中間処理、最終処分の確保」を追記し、配慮します。</p>
<p><b>温室効果ガス</b></p> <p>P. 7 (資料編P. 115) 新施設の処理量あたりの温室効果ガス排出量については、0.0361 t-CO<sub>2</sub>/tと既存施設0.0499 t-CO<sub>2</sub>/tよりも約38%減少している。しかしながら、新施設の温室効果ガス総排出量は、6,631 t-CO<sub>2</sub>/年と、既存施設5,977 t-CO<sub>2</sub>/年よりも約10%増加となっている。</p> <p>このため、東京都の「ゼロエミッション東京戦略」が掲げる「2050年にCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」や、江東区環境基本計画が掲げる「2030年にCO<sub>2</sub>排出量を2013年比で37.6%削減」への貢献について、更なる排出量削減に向けた検討を行うこと。</p> <p>P. 309 (資料編P. 115) 予測に反映しなかった措置において、「清掃一組が管理する清掃工場でごみ発電したCO<sub>2</sub>排出係数の低い余剰電力の一部を、新施設へ送電(自己託送)して使用する。」を挙げられており、温室効果ガスの削減に向けた方策としては有効であると考える。</p> <p>このため、ごみ発電でのCO<sub>2</sub>排出係数から温室効果ガス排出量を算出し、資料編P. 115 表8. 7-3に反映した上で、評価書へ記載すること。</p>	<p>資料編P. 115に参考として記載した施設の温室効果ガス総排出量(6,631 t-CO<sub>2</sub>/年)は、新施設の最大能力から算出した値であり、実際の新施設の温室効果ガス総排出量とは異なります。</p> <p>また、新施設の年間処理量についても記載していますが、こちらについても新施設の最大能力から算出した値であり、実際とは異なります。</p> <p>なお、「処理量当たりの温室効果ガス排出量」の算出のため、最大能力から算出した温室効果ガス総排出量(6,631 t-CO<sub>2</sub>/年)等を記載しています。</p> <p>CO<sub>2</sub>の総排出量は23区から排出されるごみ量により増減します。各区のごみ減量化・資源化の取組により、本施設での処理量が減少すれば、CO<sub>2</sub>の総排出量も減少するものと考えています。</p> <p>なお、新施設ではCO<sub>2</sub>発生係数の少ない廃棄物発電による余剰電力(自己託送)や、CO<sub>2</sub>を発生しない太陽光発電、LED照明や高効率モーターなどの省エネルギー機器を有効活用することで、温室効果ガスの削減に努めます。</p> <p>自己託送については、新施設だけではなく、中防にある全ての清掃一組管理施設に供給するものとしています。そのため、特定の施設単体の自己託送使用量を算出することは難しいため、「自己託送については、環境保全の措置で、「予測に反映しなかった措置」としています。</p>

江東区長の意見	事業者の見解
<p><b>その他</b></p> <p>江東区長の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>工事車両について</b></li> <li>速度抑制、安全確認の徹底を関係者に指導するなど、交通安全対策を強化すること。あわせて、交通渋滞や違法駐車が発生しないよう、交通対策を強化すること。</li> </ul>	<p>工事車両については、安全確認を徹底するとともに、速度違反や違法駐車を行わないよう交通法令を遵守します。また、計画地周辺での待機を禁止し、計画地周辺の交通渋滞に配慮します。</p>

大田区長の意見と事業者の見解

大田区長の意見	事業者の見解
<p><b>1 大気汚染・騒音・振動</b>            工事中の一般車両等（動物愛護相談センター・城南海島出張所付近）の交通量推計は減少しているが、中央防波堤外側コンテナふ頭Y1バース、Y2バースの運用開始により、当該施設から発生する交通量を見込んだ推計を基にした評価書を提示していただきたい。</p>	<p>工事中の一般車両等台数の推計に用いた日車両台数は、現地調査結果と、「東京港第8次改訂港湾計画」に示されている令和7年の一般車両等の推計値を基に、推計を行いました。            この「東京港第8次改訂港湾計画」では、中央防波堤外側コンテナふ頭Y1バース、Y2バースから発生する交通量を見込んだ計画となっております。</p>
<p><b>2 その他</b>            城南島や京浜島など地域の事業者、工業団体からは、東京港臨海道路など大田区臨海部の幹線道路における交通渋滞や交通渋滞がもたらす環境への悪影響が大きな問題として、地元区である大田区へ意見が寄せられている。工事の施工中は、工事に関係した苦情や要望があった場合、適切に対応していただきたい。            また、今後、中央防波堤外側コンテナふ頭Y1バース、Y2バースの運用開始により、発生交通量の増加が予想され、一層の交通アクセスの悪化が懸念される。中防不燃・粗大ごみ処理施設の稼働後においても、ごみ収集車両等の走行に伴う地域の交通渋滞や環境について、可能な限り、ごみなどの搬出入ルートへの分散やごみの受け入れ時間の調整など配慮を図っていただきたい。</p>	<p>工事中は工事に関係した苦情や要望があつた場合に対応できるよう、工事現場に当組合の職員が常駐する体制とします。            また、施設内を走行するごみ収集車両については、場内で適切に誘導し、周辺道路まで渋滞するなど影響がでないよう努めます。</p>

●東京都告示第六百四十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第四百六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区亀戸六丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去